

志監委公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定によって、財政援助団体等監査の結果を次のとおり公表する。

令和4年2月17日

志賀町監査委員 野崎 豊昭
志賀町監査委員 越後 敏明

財政援助団体等監査の結果について（公表）

1 監査の対象

公の施設の指定管理者：北陸電力株式会社（以下「指定管理者」という。）

2 監査の期間

令和4年1月31日（月）午前9時30分から午前11時10分まで

3 監査の範囲及び方法

令和2年度（必要に応じて令和3年度を含む。）に執行された公の施設の管理に係る出納その他の事務について、指定管理者及び所管課から提出された資料をもとに説明を受け、質疑応答を交えながら実施した。

4 監査の観点

- 施設が協定書に沿って適切に管理されているか。
- 利用料金収入や施設管理の収支に係る会計経理は適正に行われているか。
- 施設の財産、備品が適正に管理されているか。
- 指定管理者に対して、当該管理の業務及び経理の状況について報告を求める確に把握し、必要に応じて実地の調査や指示が行われているか。
- 指定管理者に対する指導・監督は適切に行われているか。

5 指定管理の概要

施設名	所在地	所管課	指定管理料
花のミュージアム フローリィ	志賀町赤住 14字 54番地1	商工観光課	0 円

6 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務が、協定書等に従い適切かつ効率的に執行されているかどうかを中心に監査を実施したが、おおむね適正に処理されていると認められた。

運営状況は、コロナ禍による休館などで来館者数は減少しているが、利用者増加に向けた情報発信及びサービスの質の向上を図るための取り組みが見られる。また、再委託の費用及び設備管理費の削減にも取り組んでおり、適切な管理運営が認められる。

今後も本町の観光施設として、特産品の販売、町内外に対する積極的なピーアール、道の駅の併設などを含めた、更なる施設の有効活用に努められたい。

また、施設は建設から 17 年経過しており、大規模な改修も必要となってきていることから、計画的な改修及び什器等の更新の検討が必要であり、持続可能な管理運営に務められたい。